

第4章 排水設備の材料及び器具

1 材料及び器具

排水設備に使用する材料及び器具は、設備の長期間にわたる機能の確保という見地から選定することが必要であり、併せてそれらの施工性、経済性、安全性及び耐震性についての配慮が必要である。

- (1) 水質、水圧、水温、外気温、その他に対して材質が変化せず、かつ強度が十分にあって長期の使用に耐えるもの。
- (2) 交換部品の調達、他の部品との交互性、維持管理、操作等について容易であること。
- (3) 排水設備は水中や湿気の多い環境で使用されたり、地中に埋設されるものであるもので、使用する環境条件に対し十分に配慮すること。
- (4) 材料及び器具は、原則として下記の規格品を用いる。規格のないものについては、形状、品質、寸法、強度等が十分目的に合うことを調査、確認のうえ選定する。
 - (ア) 日本工業規格（J I S）
 - (イ) 日本農林規格（J A S）
 - (ウ) 日本水道協会規格（J W W A）
 - (エ) 日本下水道協会規格（J S W A S）
 - (オ) 空気調和・衛生工学会規格（S H A S E - S）
- (5) 一度使用した材料及び器具は原則として再使用しない。やむを得ず再使用するときは、機能低下がないかを十分確認して使用すること。
- (6) 施設管理者の指定したもの。

2 排水管渠

(1) 選定及び構造

- (ア) 排水管渠の選定は、汚水の水質、水量、布設場所の状態、載荷条件などを考慮して決定する。
- (イ) 排水管渠は、将来の増築、改築などの計画をも考慮し、後日布設替を生じないよう十分な管径、勾配を選ぶ。
- (ウ) 排水管渠の構造は、原則として暗渠とする。

(2) 汚水のみを排除すべき排水管の大きさと勾配

(ア) 排水管の大きさ

汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、(表－4. 1) に定めるところによること。

(表－４．１) 排水人口による排水管の大きさ

排水人口（人）	１５０未満	１５０以上 ５００未満	５００以上
排水管の内径（mm）	１００以上	１５０以上	２００以上
排水管の勾配	１００分２以上	１００分１．７以上	１００分１．２以上

ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が３m以下のものの内径は、７５mm以上（勾配１００分の３以上）とすることができる。